

平成30年7月豪雨(2018年)



国土交通省 都市局 都市安全課
平成30年12月11日

堆積土砂排除事業の制度概要

【事業範囲】

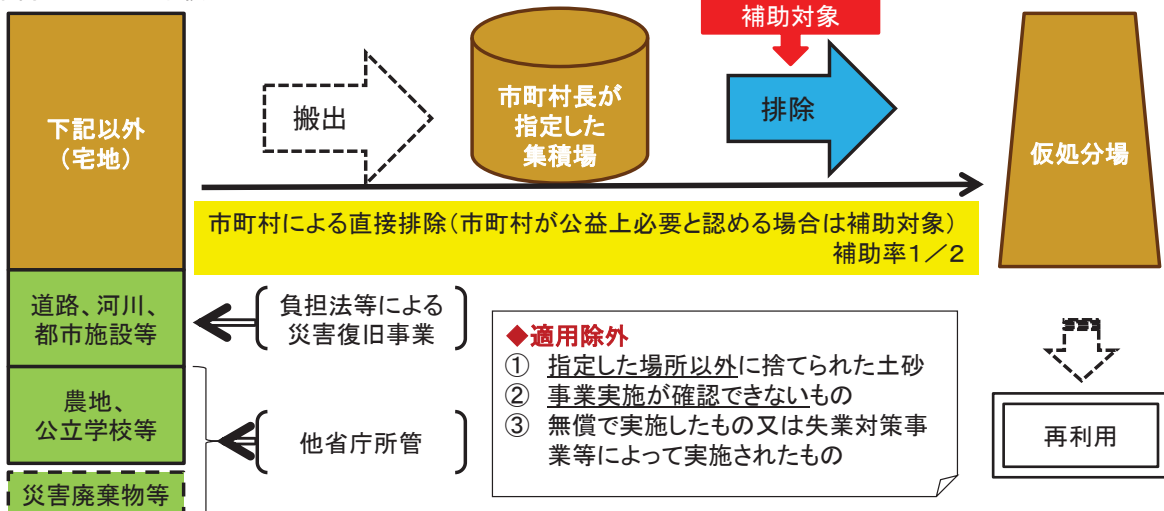
市町村の市街地※1における(イ)～(ハ)のいずれかの場合において、①又は②を排除する事業
(他の法令により処理されるものを除く)

- (イ) 堆積土砂※2の総量が30,000㎡以上
- (ロ) 一団をなす堆積土砂が2,000㎡以上
- (ハ) 50m以内の間隔で連続する土砂が2,000㎡以上

- ① 市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- ② 市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

※1 都市計画区域内及び同区域外の集落地(独立した家屋が10戸以上隣接) ※2 災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等

市街地における堆積



○事業の概要や実施上の留意点を都道府県を通じ市町村へ向け随時周知

日付	周知内容
7月5日～	・本州付近に停滞する梅雨前線の活動が活発になり、各地で記録的な豪雨に伴う土砂災害が発生（死者数：7/6(金)時点2名→7/7(土)時点4名→7/8(日)時点44名）
7月9日	・「 堆積土砂排除事業 」の事業概要、事業実施の留意点（家屋前を集積場にする事による宅地所有者への負担軽減など）を周知
7月12日	・ 民有地内の土砂を土地所有者にかわって市町村が排除できること（直接排除）を注意喚起 （二次災害防止、一般交通・消防防災活動・公衆衛生に支障となるなど、土砂放置が公益上重大な支障となる場合に可能）
7月13日	・ 査定前着工が可能であることを注意喚起
7月17日	・広島市が7月13日に策定した民有地内の土砂撤去方針（直接排除等）について情報提供
7月18日～	・特に被害の大きかった広島県において、土砂・廃棄物処理チームを立ち上げ、自治体の活動を支援
7月24日	・ 環境省所管「災害等廃棄物処理事業」と国土交通省所管「堆積土砂排除事業」の連携例送付、申請書類簡素化、申請窓口一本化の方針を伝達
7月26、27日	・広島県内市町村に対し、広島県、国交省、環境省で宅地内の土砂等の撤去について個別説明会を開催
7月30日	・宅地・道路等が一樣に埋没している場合の堆積土砂等の事業例送付

○TEC-FORCE（土砂搬出指導）の派遣

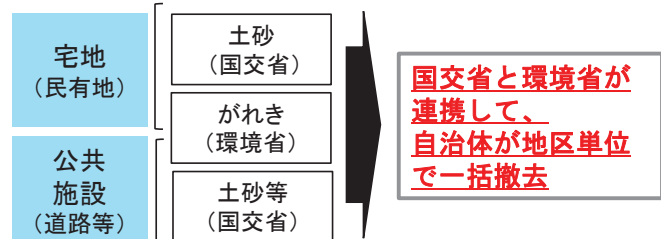
・7月21日～27日に現地において職員を派遣し、土砂排除事業について、県・市町村への指導、環境省等との調整を実施。

まちなかに堆積した土砂等の撤去

- まちなかに廃棄物やがれきとともに大量の土砂が堆積。
- 国土交通省と環境省が連携して、市町村が一括撤去できるスキームを構築し、堆積した廃棄物、がれき、土砂の迅速な撤去を促進し、被災者の方々の生活や生業の早期再建につなげる。

まちなかに堆積したがれき、土砂を迅速に撤去する新たなスキーム

「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」
（平成30年8月2日 平成30年7月豪雨被災者生活支援チーム決定）



- 加えて
- 被害の大きい地区で工程表作成
 - 国交省等のリエゾンによる**技術支援**
 - 手続きの簡素化や**自治体の実質的な負担軽減**

「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」の概要
(1)生活の再建

- **廃棄物、がれき、土砂の処理**
 - ・廃棄物、がれき、土砂の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に対し市町村等への的確な財政支援
 - ・まちなかの廃棄物、がれき、土砂を市町村が一括撤去できる制度構築
 - ・被災者自らが廃棄物、がれき、土砂を撤去した場合の費用を事後請求できるよう、運用上の取扱いを明確化

- 環境省と連携し、5県15市5町44地区で土砂等の撤去を実施
- 被害の大きい広島県熊野町川角地区など39地区は概ね撤去完了。

県名	市町名
兵庫県	神戸市
岡山県	倉敷市、吉備中央町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市、西予市
福岡県	太宰府市

【広島県坂町小屋浦地区の状況】



発生年	被災原因	被災地	箇所数
H23	東日本大震災 等	千葉県浦安市 等	9
H24	九州北部豪雨	熊本県阿蘇市 等	10
H25	豪雨 等	岩手県盛岡市 等	4
H26	豪雨	兵庫県丹羽市 等	3
H28	台風10号	岩手県岩泉町 等	4
H29	九州北部豪雨 等	福岡県朝倉市 等	2

※H27は実績なし

朝倉地区(比良松)



杷木地区 北川流域(志波杉馬場)

